

長崎県県営林Jークレジット販売要領

(趣旨)

第1条 本要領は、長崎県が県営林で取得したオフセット・クレジット（以下「県営林Jークレジット」という。）を、カーボン・オフセットに取り組む事業者又は団体等へ販売することに関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、用語の意義は次の各号に定めるところによる。

(1) カーボン・オフセット

自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入することにより、その排出量の全部又は一部を埋め合わせること。

(2) Jークレジット

経済産業省、環境省、農林水産省オフセット・クレジット（Jークレジット）制度に基づいて認証された温室効果ガス排出削減・吸収量。

(3) 県営林Jークレジット

Jークレジットのうち、県営林において認証されたオフセット・クレジット。

(購入者の募集)

第3条 県営林Jークレジットの購入者（以下「購入者」という。）の募集は、原則として県ホームページ等により行う。

2 県営林Jークレジットの販売は、長崎県が保有する温室効果ガス吸収量の範囲内で行うものとし、県ホームページで販売量を公表するものとする。

(販売方法)

第4条 県営林Jークレジットの販売は、原則として次の各号により行う。

(1) Jークレジット・プロバイダー等による仲介取引

(2) Jークレジット制度事務局が実施する入札販売への参加

(3) カーボン・クレジット市場での販売

(4) その他

2 県営林Jークレジットの販売は、長崎県が保有する数量の範囲内で行うものとする。

(販売単価・最低販売量)

第5条 県営林Jークレジットの販売単価は、1トン（t-CO₂）当たり11,000円（税込み）以上とする。

2 最低販売量は1トン（t-CO₂）とし、1トン（t-CO₂）単位で販売する。

(購入の申込み)

第6条 県営林Jークレジットの購入を希望する者(以下「購入希望者」という。)

は、申請書類(様式第1号から第3号)に必要な事項を記入の上、窓口への持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法により、知事に提出するものとする。ただし、次の各号に掲げる事業者及び団体等への販売は行わない。

- (1) 違法又は不適當な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者、団体等
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある事業者、団体等
- (3) その他県営林Jークレジット制度の適正な実施ができないと認められる事業者、団体等

(売買契約の締結)

第7条 知事は、前条の規定による申込みがあった場合は、先着順に当該申込みの内容を審査の上、購入希望者と売買契約を締結するものとする。

(売買代金の納付)

第8条 購入者は、県営林Jークレジットの売買代金を、知事が指定する期日までに、県が発行する納入通知書により納入するものとする。

(県営林Jークレジットの移転・無効化)

第9条 知事は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、Jークレジット登録簿システムの操作により県の保有口座から購入者が保有又は指定する口座へ県営林Jークレジットの移転手続を行うものとする。

- 2 購入者が口座を保有しない場合又は口座を指定しない場合には、県がJークレジット登録簿システム上のクレジットについて無効化を行うため、Jークレジット制度事務局に対して無効化を申請する。

(協議)

第10条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、知事と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。